

# 営繕工事における快適トイレ設置試行要領

令和3年6月21日  
県土整備部営繕課

## (趣旨)

第1 この要領は、男女ともに働きやすい環境を整備するため試行する「営繕工事における快適トイレ設置の試行工事」(以下「試行工事」という。)の実施の流れ、提出資料その他必要な事項について定めるものとする。

## (試行の対象)

第2 試行工事は、入札公告(指名通知)及び現場説明書において、「営繕工事における快適トイレ設置の試行工事」である旨を記載するものとする。

なお、予算の所管部局と快適トイレの設置について協議が整った場合に対象工事とすることとする。

### 入札公告例

- その他の事項  
本工事は、営繕工事における快適トイレ設置の試行対象工事である。

### 現場説明書記載例

- 快適トイレ設置について  
本工事は、営繕工事における快適トイレ設置の試行工事とする。  
試行に当たっては、「営繕工事における快適トイレ設置試行要領(令和3年7月県土整備部営繕課定め)」に基づき行う。  
試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。  
(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shakaikiban/kokyojigyo/gijutsukijun/eizen/20210621140039.html>)

## (試行の内容及び仕様)

第3 試行工事の内容は、現場で働く全ての労働者を利用対象とした快適トイレを現場に新たに設置するものとし、現場事務所内(現場事務所と一体)のトイレは含まないものとする。

2 快適トイレは、次の(1)及び(2)に掲げる仕様を全て満たすことを原則とし、(3)に掲げる仕様を満たすことを推奨する。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- ア 洋式便座
- イ 水洗又は簡易水洗機能(し尿処理装置付含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付又は荷物を置ける棚等(耐荷重5kg以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

- ウ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
  - エ 鏡と手洗器
  - オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品
- ア 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
  - イ 擬音装置（機能含む）
  - ウ 着替え台
  - エ 臭気対策機能の多重化
  - オ 室内温度の調整が可能な設備
  - カ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- 3 快適トイレについては、リース品対応とする。

#### (実施手続)

- 第4 受注者は、快適トイレを設置する場合は、工事着手前に、第3第2項に掲げる仕様を満たす快適トイレであることを示す書類（見積書、仕様書、カタログ等）を工事打合簿に添付し、規格、基数等の詳細について発注者に協議するものとする。
- 2 受注者は、快適トイレを設置しない場合は、設置しない理由を明らかにした上で、工事着手前に発注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、設置費用（リース料）確定後、速やかに設置した快適トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

#### (設置費用等)

- 第5 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終変更時において、従来品相当を差し引いた後、1月当たり1基51,000円を上限に設計変更の対象とする。
- なお、設計変更数量の上限は、1工事当たり2基（男女別で各1基ずつ）までとする。
- また、運搬・設置費用は共通仮設費（率）に含むものとし、1工事当たり2基を超えて設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
- 2 計上費用は、実際にかかった1月当たり1基の費用から10,000円（従来品相当の費用）を控除した額と、積算上限額1月当たり1基51,000円を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費に計上するものとする。
- 3 ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで1月当たり1基102,000円を上限額として計上できるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。